

久喜市議会  
令和3年6月定例会  
議員提出議案質疑通告

令和3年6月30日（水）

## 質疑通告者一覧

### 【意見第 6 号 新疆ウイグル等への深刻な中国政府の人権侵害の防止と救済施策を求める意見書】

通告第 1 号 石 田 利 春 議員	1
通告第 2 号 猪 股 和 雄 議員	1

### 【意見第 8 号 新型コロナウイルス感染症蔓延の現状に基づき、医療及び公衆衛生体制の強化を求める意見書】

通告第 3 号 平 沢 健一郎 議員	2
通告第 4 号 並 木 隆 一 議員	2

## ○ 通告第1号 石田 利春 議員

意見書では、中国政府の人権侵害の実態、中国政府に対するアメリカ政府の見解を示しつつ、日本政府に対し求める内容として「中国政府に対して、深刻な人権侵害を防止し、救済するための包括的な施策を強く求める」と結んでいます。

私も、中国政府の人権問題や覇権的な行動については、憂慮するところです。

そこで伺います。

- (1) これまで、この問題に対して日本政府はどのような対応をして来たかと認識され、その行動についてはどのような評価をされているのか伺います。
- (2) 提出者は、日本政府に対して、人権侵害を防止し、救済するための具体的な行動としては、どのようなことを求めるのか伺います。
- (3) また、「中国政府の人権侵害には、国連憲章と国際法の遵守を迫る国際世論を高め、外交的に包囲していくことが重要である」としていますが、この立場で日本政府の対応を求めるということでしょうか。具体的対応としてはどのようなことを想定されていますか。
- (4) 意見書の文中で「ウイグルでの人権弾圧」についてのポンペオ米前国務長官の「中国共産党体制による組織的な取り組みであり、現在も実行されている」との、中国政府に対するアメリカの見解を引用されています。そこで伺います。アメリカは、中国の人権弾圧に対してどのような対応をとっていると提出者は認識されているか、とりわけ、意見書の文中で重要としている「国連憲章と国際法の遵守を迫る国際世論を高め、外交的に包囲する」対応として、アメリカはどのような具体的な措置を講じていると認識されているか伺います。

## ○ 通告第2号 猪股 和雄 議員

- (1) 本文5行目「民族浄化を図ろうと伝えられている」は日本語の文法としておかしいと思うが、いかがか。
- (2) 提出者は、「再教育施設」、「収容所」、「強制労働」、「女性へは不妊手術」の根拠あるいは証拠をどう把握しているか。  
米国政府、カナダ議会下院は「ジェノサイド」認定したと書かれているが、日本政府は「ジェノサイド」とは認定していないことについてはどう考えているか。
- (3) 提出者が「ジェノサイド」と認定する根拠を説明されたい。
- (4) 「中国政府に対して、・・・包括的な施策」とはどのような施策か。
- (5) 中国政府にこれらの政策を改めさせるには、どうしたらよいと考えるか。

## ○ 通告第 3 号 平沢 健一郎 議員

- (1) 社会的検査とは、どのような検査か。対象や期間はどのように考えているのか。また、PCR検査などがあるが、PCR検査以外にどのような検査を考えているのか。
- (2) 現在ワクチン接種に医療資源が使われているが、更に社会的検査を増やすと医療体制のひっ迫を助長すると考えるが、認識を伺う。
- (3) 入院治療こそ基本原則とあるが、そもそも宿泊療養や自宅療養対象の新型コロナウイルス感染症の軽症者をどのように認識し、入院治療が必要としているのか。また、軽症者を入院治療が基本原則とすると、更に医療体制のひっ迫を招くがどのように考えているのか。
- (4) 感染症病床の充足は、「臨時専用病院」を設置し対応とあるが、「臨時専用病棟」ではなく「臨時専用病院」とした理由と、医師や看護師などの医療スタッフをどのように集めるのか。
- (5) 日本の病床数は諸外国に比べて多く、今回の感染症拡大によりコロナ病棟や病床への割り当てができなかったことが医療体制のひっ迫を招いたと考える。この意見書では一般病床の転換を認めておらず、今回のような危機に即応性が失われると考えるがどのような認識か。
- (6) 自衛隊病院の開放について、自衛隊病院の現状と課題はどのようになっているのか。また、開放した場合のメリット・デメリットはなにか。

## ○ 通告第 4 号 並木 隆一 議員

- (1) 日本は、公衆衛生の面において、格段の改善がなされてきた。その規模は現況にあわせて、縮小されてきた。  
平常時から、保健所・地方衛生研究所の施設・設備・資器材などを揃え、人材を確保しておくことが、日本の現状、将来において可能と考えているのか伺う。
- (2) 今回のようなウイルス感染症の急激な拡大に対応するために、施設・設備・資器材などの事前準備、人材の確保、そして財政支援を迅速に即応できるよう法律面からも、非常時・緊急時に体制を整えることが肝要であると考えがいかがか伺う。
- (3) 自衛隊の能力を高く評価されていることには、良と受け止めますが、自衛隊の本来の任務は国の防衛であり、有事への備えであります。  
自衛隊隊員の充足率は80%台と聞いている。予備自衛官も少なく、東日本大震災の時には陸・海・空自衛隊を総動員して、救助活動、支援を実施した。そのため、本来の任務である防衛が危惧されたとも聞いている。  
自衛隊は、国からの指示、都道府県知事の支援要請があれば、直ちに出動する。  
本来の任務である防衛に支障をきたすことは許されないと考えるものである。  
自衛隊は何かの時には、便利に利用できる組織だと安易に考えてはいけないと思うがいかがか伺う。